

山形県国民保護計画作成にあたっての基本的考え方について

1 基本的な方針

実効性のある国民保護計画作成

- ・ 本県の地域特性、実情にあった想定事態に対応するシナリオにより具体性のある対応策を構築し、計画に反映させる。

国民保護法制に係る県民の理解の促進

- ・ 県国民保護協議会の委員を公募し、パブリックコメント等により県民の意見を広く求めるなど、計画作成段階から、県民の理解を求め、計画作成に反映させる。
- ・ 計画作成後は、リーフレットの全戸配布、説明会の開催等により周知を図る。

市町村、関係機関、民間事業者との連携の強化

- ・ 平素から関係機関との情報共有や連携の強化を図ることにより、事態対処措置の円滑な実施を目指す。
- ・ 計画作成段階から関係機関等との連携方法等の検討を進める。

2 基本的な考え方

- (1) 「国民保護法」及び「国民の保護に関する基本指針」に基づき、基本的人権の尊重等に留意

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

国民の協力

指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

高齢者、障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

国民保護措置に従事する者等の安全確保

- (2) 「都道府県国民保護モデル計画」を基本に作成

- ・ 国、他の地方公共団体との連携が重要であり、各機関の作成する計画との整合性を確保

- (3) 各種防災対策など山形県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積を活用
- ・ 自然災害、事故災害等への対応と共通する部分が多いことから、県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積を活用
 - ・ 情報収集・伝達等において、混乱が生じることのないよう、県地域防災計画との整合性を確保

3 計画全体の体系

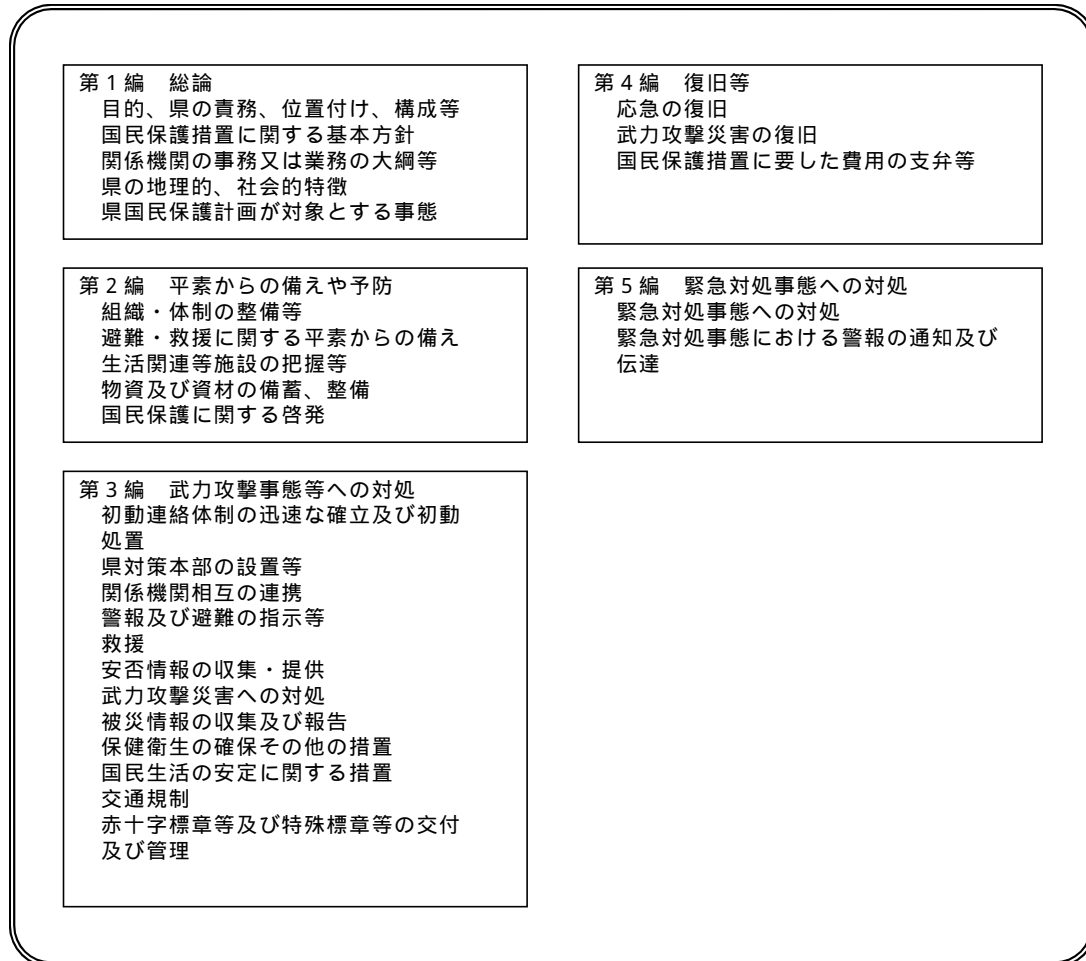
計画においては、主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すことを基本

県が実施する国民保護措置の運用にあたっては、別途「マニュアル」を作成（マニュアル化するものについては、計画の中に明記）

4 山形県国民保護計画の基本的な構成

山形県国民保護計画の基本的な構成は下記のとおりとする。

本編



資料編

関係機関の連絡先 県対策本部の運営要綱等 避難施設の一覧等 各種様式等

各種マニュアル

実施体制 避難措置 救援措置 被害最小化 等